

議案第 6 号

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年亀山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の</p>	<p><u>亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにそ</p>

額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 [略]

2～5 [略]

6 職員の報酬は、月の初日から末日までの分を翌月の21日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に定める休日でない日）に支給する。

7及び8 [略]

(期末手当)

第4条 [略]

2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の71.25を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 [略]

(勤勉手当)

第5条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の

の支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 [略]

2～5 [略]

6 職員の報酬は、月の初日から末日までの分を翌月の13日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、これらの日の前日）に支給する。ただし、これにより難い場合は、規則で定める日に支給することができる。

7及び8 [略]

(期末手当)

第4条 [略]

2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の67.5を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 [略]

[条を加える。]

属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の25.625を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前条第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(口座振替)

第6条 [略]

(委任)

第7条 [略]

(口座振替)

第5条 [略]

(委任)

第6条 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第6項の改正規定は、令和9年4月1日から施行し、同日以後の勤務に対する報酬の支給から適用する。